

法律援助事業に関する寄付金取扱規則

(平成十九年二月十五日規則第百十五号)

(目的)

第一条 この規則は、法律援助事業に関する規程第十一条に基づき、法律援助事業に関し本会に寄付の申出があった場合の取扱いについて定める。

(贖罪寄付の取扱い)

第二条 刑事被告人、刑事被疑者若しくは保護事件の少年(以下「刑事被告人等」という。)又はその家族が、その弁護人、少年付添人又は代理人(いずれも弁護士である場合をいう。以下「弁護人等」という。)を通して本会に対し、贖罪の意を表すための寄付(以下「贖罪寄付」という。)を申し出たときは、本会は、その寄付金の総額の二分の一を法律援助基金への寄付として、その余を弁護人等の所属する弁護士会(弁護士会があらかじめ指定した法律援助事業を営む法人を含む。以下同じ。)への寄付として取り扱うものとする。

2 前項に規定するもののほか、刑事被告人等に関し贖罪寄付の申出があったときは、本会は、その寄付金の総額の二分の一を法律援助基金への寄付として、その余を次

- 1 -

の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める弁護士会(当該裁判所の地域内に弁護士会が複数あるときは、そのすべての弁護士会をいう。以下本条において同じ。)への寄付として取り扱うものとする。

一 刑事被告人に関する申出であるとき 当該刑事被告人の刑事事件が係属する裁判所(控訴審又は上告審であるときは、第一審の事件が係属した裁判所)の所在地を管轄する地方裁判所の地域内の弁護士会

二 刑事被疑者に関する申出であるとき 当該刑事被疑者の現在地を管轄する地方裁判所の地域内の弁護士会

三 保護事件の少年に関する申出であるとき 当該少年の保護事件が係属する家庭裁判所の地域内の弁護士会

(法律援助目的寄付の取扱い)

第三条 本会に対し寄付者の代理人弁護士を通して法律援助事業についての寄付の申出があった場合において、その寄付が贖罪寄付でないときは(以下贖罪寄付でない寄付を「法律援助目的寄付」という。)、本会は、その寄付金の総額の二分の一を法律援助基金への寄付として、その余をその代理人弁護士の所属する弁護士会への

- 2 -

寄付として取り扱うものとする。

2 前項に規定するもののほか、寄付者が本会に対して法律援助目的寄付を申し出たときは、本会は、その寄付金の総額の二分の一を法律援助基金への寄付として、その余を当該寄付者の住所地を管轄する地方裁判所の地域内の弁護士会（当該裁判所の地域内に弁護士会が複数あるときは、そのすべての弁護士会をいう。）への寄付として取り扱うものとする。

（弁護士会への委任）

第四条 弁護士会が贖罪寄付又は法律援助目的寄付の申出を受けた場合において、その二分の一を法律援助基金への寄付として取り扱うときは、本会は、弁護士会に対し、当該寄付の受領及び保管を委託することができる。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。